

独立行政法人 日本貿易保険 理事長 板東 一彦 様

国際環境 NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
気候ネットワーク

インドネシア・ジャワ島における 大型石炭火力発電事業2案件に関する既存の問題解決と 拡張計画への NEXI 付保決定を拒否するよう求める要請書

現在、貴法人は、インドネシアにおける中ジャワ州タンジュン・ジャティ B (TJB) 石炭火力発電所拡張計画 (5号機、6号機。2×1,070 MW)、および、西ジャワ州チレボン石炭火力発電所拡張計画 (2号機。1×1,000 MW) に関連した付保を検討中と理解しております。しかし、両拡張計画については、以下に示すとおり、貴法人がこれまでに付保を行なった各々の既存の石炭火力発電所 (TJB 1~4号機、および、チレボン1号機) がすでに様々な環境社会影響を引き起こしてきたことから、地域住民の強い懸念の声が聞かれる他、気候変動問題の観点からも海外で批判の声があげられています。

私たちは、貴法人が各々の既存発電所について、まずは、『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』(以下、ガイドライン) に則った適切な環境社会配慮がなされているかを再確認し、輸出者等を通じて当該事業実施者に適切な環境社会配慮を働きかけるとともに、地域住民や国内外の市民社会の懸念に留意し、両拡張計画への付保決定を拒否するよう強く要請します。また、貴法人の状況確認にあたっては、事業者側の情報のみに依存するのではなく、地域住民や第三者からの情報も重視し、客観的な判断を行なうよう求めます。

1. 生計手段への影響

すでに昨年11月12日の会合にて FoE Japan より貴法人に対し指摘したとおり、¹ 各々の既存発電所の周辺で生計を営んできた地元の農民、漁民からさまざまな影響について報告がなされ、生活が苦しくなっているとの声が聞かれます。

TJB では、事業地に隣接する農地において、農作物の葉っぱに石炭貯蔵場から飛来してきた黒い粉塵が付着しているのが見られる他、実際に農作物の発育不良や枯死のケースがあるとのことでした。また、漁民も沿海の漁獲量の減少や、事業地周辺を往来するようになった石炭運搬船による漁網の破損ケースなどの問題を指摘してきました。

チレボンでは、発電所の関連設備である埠頭周辺で、小漁業やさまざまな種類の貝採取を営んできた住民が漁獲・収穫量の減少を訴えている他、発電所の建設後、近隣の塩田でも生産した塩の質が落ちてしまうなどの影響が見られるようになったとのことでした。また、同事業地近くの農地でも、発電所の操

¹添付資料1 (FoE Japan 資料: (地図/写真) インドネシア・中ジャワ州ジュパラ県の石炭火力発電所サイト、および、周辺地域)、および、添付資料2 (FoE Japan 資料: (地図/写真) インドネシア・西ジャワ州チレボン県の石炭火力発電所サイト、および、周辺地域) を参照

業以来、ほぼ4年間、コメやその他の作物の収穫が激減したとの報告が農民によってなされています。

貴法人は、こうした状況について、「プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」というガイドラインの規定が遵守されてきているかを確認し、各事業において適切な環境社会配慮がとられるよう、貴法人として必要な対応をとるべきです。

2. 健康への影響と大気汚染防止対策

TJBについては、グリーンピースの報告書「Human Cost of Coal Power」^{2 3}のなかでケーススタディとして取り上げられ、同事業の大気汚染と健康被害の問題が指摘されています。また、チレボンでも、同発電所の周辺地域で同事業以前より咳が出るようになったと感じるとの声が地域住民から聞かれます。

実際、TJB 3、4号機、および、チレボン1号機の環境アセスメント（EIA）報告書等によれば、各々の発電所の大気汚染対策技術は、日本の石炭火力発電所で利用されているような高性能な技術は利用されていません。⁴ この点において、貴法人はガイドラインにも言及されているとおり、再度、日本のグッドプラクティスを参照し、また、グッドプラクティスから大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、適切な対策が講じられるよう、貴法人として必要な対応をとるべきです。

3. 地域住民の反対

両事業ともに、既存の石炭火力発電所（TJB 1～4号機、および、チレボン1号機）による様々な環境社会影響の経験から、両拡張計画への反対の声が地域住民からあげられています。⁵ 貴法人は、まず、こうした地域住民の懸念の声を踏まえ、各々の既存発電所について、ガイドラインに則った適切な環境社会配慮がなされてきているかを再確認し、既存の問題の解決に向けて、必要な対応をとるべきです。また、両拡張計画がガイドラインで要件とされている「社会的合意」を得られているかについて、事業者の情報のみに依存するのではなく、地域住民への直接の聞き取りなども含め、客観的に確認すべきです。

4. 海外における批判

今年5月11日には、3,000人以上がインドネシア・ジャカルタの日本大使館前で、日本の支援するインドネシアでの石炭火力発電事業に対して抗議活動を行ないました。⁶ TJBについては、今週、気候変動への影響や地元での環境社会問題を指摘し、同拡張計画への融資を行なわないよう求める抗議活動が、国際NGO等によってフランスの民間銀行向けになされたばかりです。⁷

また、気候変動への影響を考慮し、欧米をはじめとする各国の公的機関が海外の石炭関連事業への融資を制限し、さらに、各国が炭素排出を減らす役割を担うこととなったパリ協定に世界が合意したにもかかわらず、この先、何十年も炭素排出を続けることになる新規の石炭火力発電所に現在も着手してい

² <http://www.greenpeace.org/seasia/id/PageFiles/695938/full-report-human-cost-of-coal-power.pdf>

³ <https://www.youtube.com/watch?v=brZkcSJ2TMk>（グリーンピース・インドネシアがTJBによる健康被害の問題についてまとめた動画）

⁴ 添付資料3（JBIC支援（予定）の海外の石炭火力発電所と日本の石炭火力発電所との環境対策技術比較表）を参照

⁵ 添付資料4（TJBの地域住民組織からインドネシア大統領に宛てた2016年3月24日付レター）、および、添付資料5（チレボンの地域住民組織からJBICに宛てた2016年4月付レター）を参照

⁶ <http://www.walhi.or.id/ribuan-orang-beraksi-untuk-memerangi-krisis-iklim.html>

⁷ <http://www.amisdela terre.org/Charbon-l-Accord-de-Paris-partira-t-il-en-fumee-grace-au-Credit-Agricole-et-a.html>

る日本の姿勢に対しては、国際的な批判の声があげられてきました。⁸

貴法人は、地域住民や現地 NGO の他、国際 NGO 等のステークホルダーの情報も十分に活用し、両拡張案件の環境レビューを慎重に行なうべきです。

以上、貴法人にご考慮いただき、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江秀枝）

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986

Cc: 内閣総理大臣 安倍 晋三 様
経済産業大臣 林 幹雄 様
国際協力銀行 代表取締役総裁 近藤 章 様
住友商事株式会社 取締役社長 中村 邦晴 様
関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹 様
丸紅株式会社 代表取締役社長 國分 文也 様
中部電力株式会社 代表取締役社長 勝野 哲 様
株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 國部 毅 様
株式会社みずほ銀行 取締役頭取 林 信秀様
株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 小山田 隆 様

⁸ <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/batang/160519.html>